

社会福祉法人インクルふじ役員等に関する報酬及び費用弁償等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人インクルふじ（以下、「法人」という。）の役員等に対する報酬及び費用弁償の額等について必要な事項を定める。

(役員等)

第 2 条 前条に規定する役員等とは、次にかかげるものをいう。

- (1) 理事・監事
- (2) 評議員
- (3) その他理事長が必要と認めた者

(役員等への費用弁償)

第 3 条 役員等が理事会、評議員会、会計監査等に出席したときは、別表による費用弁償額を会議等開催時に支払うものとする。

(旅費)

第 4 条 役員等の旅費については、本法人旅費規程に準じて会議開催時に支払うものとする。

(理事長報酬)

第 5 条 理事長の報酬は、別表による報酬額を毎月 25 日（支給日が休日等にあたる場合は前日）に支払うものとする。

(改正)

第 6 条 この規程を改正する必要がある場合は、評議員会・理事会の議決を経なければならない。

別表

役職名	報酬額	費用弁償額
理事・監事・評議員		1回 2,000円
理事長	月額 150,000円	

附則

この規程は、平成 16 年 2 月 11 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 2 月 22 日から改正施行する。(費用弁償額 1,000 円を 2,000 円)

この規程は、平成 28 年 10 月 5 日から改正施行する。(理事長報酬設定)